

令和7年度事業計画

自 令和7年7月 1日

至 令和8年6月30日

1. 基本方針

我が国経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えている。昨年の春季労使交渉では、1991年以来33年ぶりの高水準の賃上げが実現し、5%を上回る賃上げが2年連続しており、足元の企業の設備投資は史上最高の水準にある。こうした前向きな動きを中小企業・地方経済等でも実現し、二度とデフレに戻らせることなく、「コストカット」が続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっている。また我が国の人口減少は、2030年代に加速することが見込まれており、現状のまま生産性上昇率が高まらず、労働参加の拡大や出生率の向上も十分でないという前提に立てば、我が国の潜在成長率は長期にわたりゼロ近傍の低成長に陥りかねない。

国政では「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、将来的に人口減少が見込まれる中で長期的に経済成長を遂げるためには、生産性向上、労働参加拡大、出生率の向上を通じて潜在成長率を高め、成長と分配の好循環により持続的に所得が向上する経済を実現する必要がある、官民挙げて総力を結集し経済成長のダイナミズムを起こし、これまでの延長線上にない、熱量あふれる日本経済の新たなステージへの意向を確かなものとしていかなければならない、としている。

全公連では、嘱託登記処理や地図作成業務の拡大、民法・不動産登記法等の一部改正や、土地基本法の一部改正により、今こそ協会が官公署から選択を受け、その組織力を発揮して社会の負託にこたえるときではないか。また過去20年間で表示登記数は大幅に減少（約40%減）、土地家屋調査士の年収も年々下がり続けており、更に土地家屋調査士業界も団塊世代の引退により、数年で数千人減少すると言われている中、公共嘱託登記手続きにおける官公署が運用する報酬基準の見直しについて、国土交通省公共用地室との歩掛検討・改正案の調整を令和4年度から引続き行うとし、これら多くの課題について、土地家屋調査士業界として取り組むため、日調連・全調政連と協働をさらに進める、とした。

今年は公共嘱託登記制度40年の節目となる。設立当初、全国での公共事業に伴い発生する膨大な量の登記業務の処理、また日本国有鉄道の民営化による清算事業団発注の膨大な嘱託登記を、全国で同時に迅速に処理を行うなど、協会社員の先輩方のご尽力があった。また公益法人制度改革により、当協会も平成24年に、公益法人への道を選択し、法務局発注の法第14条地図作成作業をはじめ、公共の利益となる事業を積極的に行うこととなった。筆界に関する専門家集団として、社会から必要とされる団体として更に発展するためには、土地家屋調査士業務の拡大は喫緊の課題であり、中で

も、嘱託登記関連業務の適正・迅速な業務処理による発注官公署との信頼関係構築は、無くてはならない重点課題であると考えられる。またあらたな組織編制により、公益目的事業を効率的に更なる拡大を図ることによって、より一層社会に求められる団体となり、社会貢献へと繋がっていくよう、積極的に活動を行っていく。

2. 各部計画

1) 総務部

- a. 地区委員と理事の連携による官公署に対する広報活動
- b. 諸法令の検討、対応
- c. 諸規則の検討、見直し
- d. 広報に関する事項
- e. 情報公開に関する事項
- f. 関係団体主催研修会への参加

2) 経理部

- a. 効率的な予算執行、経費支出の管理及び節減
- b. 公益法人会計の管理及び運用の検討
- c. 公益充実資金(旧:特定費用準備金積立金)等、法令を遵守した適正な資産運用
- d. 公益法人会計と税務における法令遵守のための情報収集・検討

3) 業務部

- a. 業務管理システム運用における品質管理の徹底
- b. 業務管理体系の確立
- c. 社員及び新入社員への研修
- d. 講座事業と相談・啓発活動
- e. 事業を通じての地域貢献